

福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、複数の農業者が共同で利用する農業水利施設を管理している土地改良区等の団体がその運営に要する電気料金における昨年度からの値上げ相当額に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、以下のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 土地改良区連合
- (3) その他、知事が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは補助金の交付対象者としな
いものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象施設、補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象は、共同利用に供されているもので、前条第1項に規定する交付対象者（以下、「土地改良区等」という。）が所有している以下の施設とする。

- (1) 水利施設管理強化事業（水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付2農振第3534号））の対象となる施設
- (2) 前号及び基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8機改A第595号））の対象外で、国営、県営若しくは市町村営土地改良事業又は国、県若しくは市町村の補助を受けて造成した農業水利施設
- (3) その他、知事が特に必要であると認めるもの

2 補助対象経費は、土地改良区等が令和4年度中に支払う電気料金における昨年度からの値上げ相当額で知事が適当と認めるものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を申請しようとする土地改良区等は、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 暴力団排除に係る誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 土地改良区等は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容及び額について審査し、適当と認めたときは福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の審査において、その内容が適当であると認められないときは、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消）

第6条 知事は、土地改良区等が規則に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、第2条第2項に規定する団体であることが判明した場合又は補助金の交付決定を受けた補助対象経費が第3条第2項の規定に該当しないことが判明した場合は、交付決定を取り消し、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付決定取り消し通知書（様式第4号）により土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 土地改良区等は、交付申請書の内容を変更するときは、あらかじめ福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る補助事業の変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容及び額について審査し、
適当と認めるときは福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る補助事業の変更承認通知書（様式第6号）により土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

（申請事項の中止等）

第8条 土地改良区等は、交付申請書に記載する事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第8号）により土地改良区等に対しその旨を通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 土地改良区等は、補助事業が完了した日から起算して14日以内又は令和5年3月15日のいずれか早い期日までに、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした土地改良区等は、前項の実績報告書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした土地改良区等は、第4条の交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額を福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第10条の規定により当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、土地改良区等から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第2項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る額の確定通知書」（様式第11号）により通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき額を確定した場合において、既に確定額を超え

る補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずることとする。

- 3 前項の規定により補助金を返還する場合は令和5年3月31日までに納付しなければならない。

(補助金の支払い)

第11条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の一部又は全部について概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の精算払い又は概算払いを受けようとするときは、「福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金精算払（概算払）請求書」（様式第12号。以下「補助金請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、実績報告書に記載する事業実施額と第10条第1項の審査の結果認められた補助対象経費の額が一致する場合は、その実績報告書をもって補助金請求書を兼ねることが出来る。

(補助金の経理)

第12条 土地改良区等は、本補助金の交付に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を、補助金を交付された日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第13条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(関係書類の提出)

第14条 この要綱に基づき、土地改良区等が知事に提出する書類は、所管の農林事務所長を経由しなければならない。

(電子情報処理組織による申請)

第15条 この要綱において書面等により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。ただし、第4条第1項の規定による補助金の交付申請、第7条第1項の規定による申請事項の変更、第8条第1項の規定による申請事項の中止又は廃止及び第9

条第1項の規定による実績報告については、使用できる電子情報処理組織はふくおか電子申請サービスのみとする。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

福岡県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名
(記名押印又は代表者の署名)

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業実施額 円
- 2 役員名簿 (別紙1)
- 3 事業計画書 (別紙2)
- 4 暴力団排除に係る誓約書 (別紙3)
- 5 構成員名簿
- 6 定款又は規約
- 7 その他知事が必要と認める書類

事務担当者 連絡先	役職		氏名	
	電話番号		F A X 番号	
	E-mail			

(注) 申請者が土地改良区又は土地改良区連合の場合は、上記5及び6の提出は不要とする。

別紙1 (様式第1号関係)

役員名簿

(申請者名)

役職名	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日
	()	男・女	明・大・昭・平 年 月 日

- (注) 1 役員全員を記載してください。
 2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

事業計画書

1. 補助対象施設 別紙 2 - 1 のとおり
2. 補助対象経費 _____ 円
- うち、特別高圧契約分 (別紙 2 - 2 のとおり) _____ 円
- うち、高圧契約分 (別紙 2 - 3 のとおり) _____ 円
- うち、低圧契約分 (別紙 2 - 4 のとおり) _____ 円
3. 補助金見込額 (補助対象経費 × 1/2) _____ 円
4. 補助対象施設における令和 4 年 1 1 月以降の電気料金支払いの有無
- あり ・ なし
- (ある場合) 月まで

暴力団排除に係る誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

（自署又は記名押印）

福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金の交付申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
 - （1） 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - （2） 暴力団員が実質的に運営している団体
 - （3） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - （4） 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - （5） 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - （6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

第 号
年 月 日

（申請者名）
（代表者役職・氏名） 殿

福岡県知事 印

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金については、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業の内容又は経費を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
 - （5）上記の他補助事業の遂行にあたっては、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱の定め及びこれに基づく知事の処分、指示に従わなければならない。
- 4 交付決定の取消し及びこれに伴う措置
 - （1）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

- イ 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。
 - ウ 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
 - エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - オ 福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第2条第2項又は第3条第3項に規定するものに該当することが明らかになったとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
 - (3) 交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、補助事業者の責に帰すべきではない事情による取消しの場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除出来る部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、その金額が明らかでない場合は、補助金交付申請の際に減額して申請しなければならない。
- 6 補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備・保管しておかなければならない。
- 7 本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。
- 8 その他留意事項

第 号
年 月 日

（申請者名）
（代表者役職・氏名） 殿

福岡県知事 印

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった補助事業については、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、不交付とすることに決定したので、通知します。

記

1 不交付の理由

福岡県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（自署又は記名押印）

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る
補助事業の変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次の
とおり変更したいので、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第7条第1項の規定に
基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。

第 号
年 月 日

（申請者名）
（代表者役職・氏名） 殿

福岡県知事 印

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る
補助事業の変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助事業については、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

福岡県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（自署又は記名押印）

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次の
とおり中止（廃止）したいので、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第8条第1項
の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止・廃止年月日

第 号
年 月 日

（申請者名）
（代表者役職・氏名） 殿

福岡県知事 印

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった補助事業については、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき承認したので通知します。

福岡県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（自署又は記名押印）

令和4年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、
年 月 日に完了したので、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金
交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

【また、併せて精算額として下記3のとおり補助金 円の交付を請求する。】

記

- 1 事業実施額 円
- 2 補助事業結果報告書 (別紙4)
- 3 請求額

金 円也

内訳：

交付決定額	円（確定額：	円）
概算払受領済額	円	
今回請求額	円	
残額	円	

- (注) 1 精算額がない場合又は県への返納がある場合は、【 】の部分を除くこと。
2 別紙4について、交付申請で提出した別紙2と変更が無い場合は提出不要とする。

補助事業結果報告書

1. 補助対象施設 別紙 4 - 1 のとおり
2. 補助対象経費確定額 _____ 円
- うち、特別高圧契約分 (別紙 4 - 2 のとおり) _____ 円
- うち、高圧契約分 (別紙 4 - 3 のとおり) _____ 円
- うち、低圧契約分 (別紙 4 - 4 のとおり) _____ 円
3. 補助金額 (補助対象経費確定額 \times 1/2) _____ 円

福岡県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 4 年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 福岡県補助金等交付規則第 14 条の補助金の額の確定額
(年 月 日 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - ・消費税確定申告書付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
 - ・3 の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 - ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し
(税務署の收受印等のあるもの) 及び収支決算書等、収入を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定
申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割
合を確認できる資料

第 号
年 月 日

（申請者名）
（代表者役職・氏名） 殿

福岡県知事 印

令和 4 年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る
額の確定通知書

年 月 日付で交付決定を通知した補助事業については、年 月
日付で提出のあった、令和 4 年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金に係る補
助事業実績報告書を審査した結果、補助金の交付の決定の内容に適合すると認められる
ので、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、
交付すべき補助金の額を、下記のとおり確定します。

記

1 補助金確定額

補助対象経費	円
補助金確定額	円

福岡県知事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 4 年度福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金
精算払（概算払）請求書

年 月 日付 第 号で交付決定通知があった補助事業について、福岡県農業水利施設物価高騰対策補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金	円也
内訳：	
交付決定額	円（確定額： 円）
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

※概算払の際は、請求額の内容が分かる資料を添付してください。